

## 平成25年度 科学技術戦略推進費に関する報告

平成25年度 科学技術戦略推進費「総合科学技術会議における政策立案のための調査」に係る実施方針（平成25年8月8日 総合科学技術会議決定）

- 第4期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略のフォローアップに係る調査 …… 1
  
- 先端医療開発特区（スーパー特区）のフォローアップに係る調査 …… 4

平成25年度 科学技術戦略推進費  
「総合科学技術会議における政策立案のための調査」に係る実施方針

平成25年8月8日  
総合科学技術会議

調査名 第4期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略のフ  
ォローアップに係る調査

1. 目的

- 総合科学技術会議は、第4期科学技術基本計画（以下、「基本計画」）及び科学技術イノベーション総合戦略（以下、「総合戦略」）に掲げる科学技術イノベーション政策を効果的、効率的に推進するため、政策、施策等の達成目標を明確に設定したうえで、進捗状況について適切にフォローアップを行い、政策等の見直等に反映することとしている。
- 基本計画については、平成26年度の早い時期に、科学技術イノベーション推進専門調査会において、中間フォローアップの結果を取りまとめ、平成27年度の第5期科学技術基本計画の策定に活かすことが必要である。
- また、日本再興戦略において今後5年以内に科学技術イノベーションランキング世界1位との目標を掲げたことを踏まえ、現在世界1位の国との差異等の分析を行い、継続的に改革を実施することが必要となっている。
- このため、本調査では、以下の事項を明らかにする。
  - ① 基本計画が掲げる目的に向けて、多様な取組がどのように進捗しているか、目的はどこまで達成されているか。
  - ② 欧米諸国等と比較した日本の科学技術イノベーションの現状はどうなっているのか、特にランキング上位国と比較したときの日本の弱みは何か。
  - ③ 今後の2年間に取組む課題と取組案は何か、第5期基本計画で取り組むべき課題案は何か。

2. 実施内容等

担当府省 : 内閣府 政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）  
実施機関 : 担当府省において行う入札により決定

（重要性・緊急性）

- 基本計画は、これまでの科学技術基本計画から大きく転換を図り、イノベーションの実現を掲げて様々な取組を推進している。この転換を着実に進め、科学技術イノベーションを実効あるものとするためには、基本計画のフォローアップもこれまでの在り方から転換していく必要がある。

- すなわち、これまでは科学技術の振興を主眼として、研究開発費の変化や研究開発の成果としての論文数や特許の数など、科学技術政策の資源投入（インプット）と結果（アウトプット）について重点的に情報が収集されてきた。今後は、科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造や、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造につながっていることを、資源投入及び結果と併せて効果（アウトカム）や間接的効果（インパクト）も含めて、総合的かつ客観的に明らかにする必要がある。
- 現時点で把握可能であるのは、基本計画の当初2か年の結果であるが、2か年の活動が基本計画の目的（期待された効果）に向けて、着実に進展しているかどうか、していないとする場合にどのような課題があるか、それに対処する取組は何かを明らかにしていく必要がある。
- また、科学技術イノベーションの創出は、日本を含む先進国だけでなく、新興国とも競争となっている。その中で5年以内に世界1位となるためには、現在の日本の立ち位置と、上位の国々と比較した日本の強み、弱みを詳しく分析し、対応策を明らかにしていく必要もある。
- 専門調査会では、平成26年度初旬に中間フォローアップ結果を取りまとめるため、必要なデータの収集と分析を行う本調査は速やかに実施される必要がある。

#### （実施内容）

##### ア. 基本計画に基づく施策等の実施状況

- i) 基本計画に基づき実施されている施策に関連する既存の情報（実施機関、予算、これまで得られた成果、施策評価の結果等）を収集する。
- ii) 基本計画に掲げられている目的に対して、複数の施策の進捗を踏まえ、目的達成に向けて活動が進捗しているかどうかを総合的に分析する。
- iii) 総合戦略に掲げられた重点的課題については、より効果的に課題達成を図るため、既存情報に追加して収集すべき情報を整理し、収集・分析を行う。

##### イ. 科学技術イノベーションのパフォーマンス

- i) 基本計画及び総合戦略に掲げられている目標に沿って、日本の科学技術イノベーションのパフォーマンスに関するデータとこれと比較可能な欧米・主要新興国のデータを収集する。
- ii) 科学技術イノベーションランキングを構成する指標案を選定し、ランキングの試算を行う。
- iii) 国際比較により日本の強み・弱みを明らかにする。また、これらに関連する主な国内外の取組に関する情報を収集し、特に強み・弱みの背景にある取組について試算したランキングの上位国との国際比較分析を行う。

#### ウ. まとめ

- i) 追加情報の収集・分析及び国際比較分析の結果を踏まえ、世界1位を達成するための課題、第4期期間中の2年で達成すべき課題案及び第5期基本計画に向けた課題案を整理する。
- ii) 4期期間中の課題達成に必要な取組案と、基本計画終了後の事後評価における評価軸を明らかにする。

#### 3. 調査結果の報告

担当府省は、調査を取りまとめたのち、速やかに、その結果を科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員へ報告する。

#### 4. 配分予定額

396 百万円

平成 25 年度 科学技術戦略推進費  
「総合科学技術会議における政策立案のための調査」に係る実施方針

平成 25 年 8 月 8 日  
総合科学技術会議

調査名 先端医療開発特区（スーパー特区）のフォローアップに係る調査

1. 目的

- 平成 20 年度より、総合科学技術会議の関与により推進されてきた先端医療開発特区（スーパー特区）は、平成 24 年度末において一応の終期を迎えたところである。本取組の成果や波及効果について調査・検証を行い、次の展開に向けた検討に活用することを目的とする。
- 具体的には、スーパー特区に採択された 24 課題に対して訪問調査を実施し、特区における研究開発への貢献や、波及効果について調査・検証を実施する。また、特区がなしえなかった事項についても検証し、次の展開に向けて検討すべき事項を明らかにする。

2. 実施内容等

担当府省：内閣府 政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）  
実施機関：担当府省において行う入札により決定

（重要性・緊急性）

- スーパー特区は、平成 20 年に経済財政諮問会議の有識者議員より提案された「革新的技術特区」の第一弾として、最先端の再生医療、医薬品、医療機器の開発・実用化を促進するために、総合科学技術会議の関与により、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の 4 省により創設された取組である。行政区域単位の特区とは異なるテーマ重視の特区（複数拠点の研究者をネットワークで結んだ複合体）であり、選定された特区において、研究資金の柔軟な運用や、開発初期から出口を見すえて規制当局等と意見交換や相談等を試行的に行うことにより、最先端の再生医療、医薬品・医療機器の研究開発、実用化の促進を目指してきた。
- 平成 20 年度より 5 年間のプロジェクトとして推進されており、平成 24 年度末において一応の終期を迎えたところである。5 年間の取組を経て、実用化が視野に入ったプロジェクトも多く、研究開発の促進に一定の効果があつたと考えられる。また、研究開発の成果だけでなく、複合体プロジェクトを推進してきたことによる多施設共同開発研究の加速や、早期からの規制当局との意見交換が薬事戦略相談の創設に発展したこと、さらには、研究者と関係府省との接近が適切な法整備を促したこと等、様々な面で現れてきている。

- 以上のように、スーパー特区が先端医療開発に与えた貢献は比較的大きく、本取組の後継について、各所より望まれる声も出てきている。次期特区の構想を検討していく上では、特区により得られた成果や波及効果について、客観的かつ総合的に評価・検証するとともに、当初特区が目指していた事項に対する検証や、今後実用化を促進する上でのさらなる課題の明確化が必要不可欠である。
- なお、スーパー特区の次の段階に向けては、日本再興戦略においても、スーパー特区制度の成果を踏まえ、ポスト「スーパー特区制度」を構築するよう記載されているとともに、科学技術イノベーション総合戦略においても、研究開発やその成果の円滑な社会実装を促進する取組みの一つとして打ち出しているところ。当該調査の結果を、今後総合科学技術会議のライフイノベーション戦略協議会にかけ、スーパー特区の次の段階に向けた議論に活用していく予定であり、そのためにも、必要な調査と検証を行う本調査を速やかに実施する必要がある。
- また、本調査の結果は、国家戦略特区等、他の特区の制度設計にも活用できるようにする。

#### (実施内容)

- スーパー特区に採択された 24 課題に対して訪問調査を実施し、特区における研究開発への貢献や、波及効果について調査を実施する。また、スーパー特区が当初目指していた事項に対する検証や、今後実用化を促進する上でのさらなる課題についても明確化する。さらに、次の展開を検討する上での参考となるよう、諸外国の研究開発に関する特区に類似した制度についても調査を行う。
- 以上の調査を客観的かつ総合的に評価・検証し、次の展開に向けて検討すべき事項を明らかにする。

### 3. 調査結果の報告

担当府省は、調査を取りまとめたのち、速やかに、その結果を科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員へ報告する。

### 4. 配分予定額

3 1 百万円